

昇降機及び遊戯施設に関して必要な実務経験^{※1}年数(卒業された学歴等より)

申込み区分				卒業後の実務経験年数		
I	①	学校教育法	大学、専門職大学	4年制	卒業された学科が、「機械工学」「電気工学」又は、「同等と認める課程と判断する学科名(次ページ別表参照)」の場合	2年以上
		職業能力開発促進法	職業能力開発総合大学校等	長期課程、総合課程、応用課程		2年以上
	②	学校教育法	短期大学、専門職短期大学、専門職大学(3年の前期課程)	3年制(夜間を除く)		3年以上
		③	学校教育法	短期大学、専門職短期大学、専門職大学(2年の前期課程)		2年制
	高等専門学校			5年制		
	専修学校		専門課程2年以上			
	職業能力開発促進法	職業能力開発総合大学校等	特定専門課程、専門課程			
	④	学校教育法	高等学校	3年制(通信制・夜間を含む)		7年以上
			専修学校	③の専修学校以外で専門課程		
		職業能力開発促進法	職業能力開発促進センター等	普通課程 ^{※2}		
⑤	実務経験のみ			昇降機又は遊戯施設に関して11年以上の実務経験		
⑥	特定行政庁の職員			建築行政(昇降機又は遊戯施設)に関して2年以上の実務経験		
⑦	行政職員 (消防法・労働基準法・駐車場法令の施行に関わる行政職員)			昇降機又は遊戯施設に関する法令の施行に関して5年以上の実務経験(⑥に掲げるものを除く)		
⑧	・①～⑦までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者(外国の大学等で同等の学科を履修し、実務経験を有する者) ^{※3}			①～⑦までの実務経験と同じ		
II	昨年度の不合格者	昨年度に全科目を受講し、不合格。(修了考査のみ受けた方は除く)		修了考査のみ受講 ^{※4}		
III	一級建築士、二級建築士の資格を有する者	聴講(講義)のみを希望する場合		聴講 ^{※5} (修了考査を除く講義のみ受講)		

受講資格は、平成28年国土交通省告示第700号第4による。
 上記の受講資格一覧は、分かりやすさを優先に作成したものです。
 なお、平成31年4月1日より専門職大学、専門職短期大学が開始されました。

- ※1 昇降機及び遊戯施設に関して必要な実務経験この講習の実務経験とは、建築基準法に基づく昇降機及び遊戯施設に関する実務を言います。建築基準法に定めるエレベーター、エスカレーター、コースター等の実務に携わった方及び行政に関する実務に携わった方が対象となります。クレーン、人が乗り込んだ状態で運転できない機械式駐車場、カーリフト、舞台装置等又はゲーム機、都市公園における遊具等に関する実務は対象となりません。また、昇降機及び遊戯施設に関する業務であっても、点検・検査等の立会いのみ行う方、庶務、会計、労務、営業等昇降機及び遊戯施設の知識及び技能を必要としない方、業務との関連が少ない方、又はアルバイト・パートタイム就労者等（雇用保険の被保険者等を除く）は実務経験に含みません。
- ※2 区分Ⅰ④ 職業能力開発促進センター等の課程は普通課程のみです。短期課程を卒業の場合は、実務経験は11年以上必要となります。
- ※3 外国の大学等で同等の学科を履修し卒業された場合、「卒業証明書」又は「卒業証書」の写し等に和訳を付けて提出してください。
- ※4 修了考査のみの受講ができます。全科目の受講を希望する場合は、区分Ⅰ(46,200円)での申込みとなります。その場合、申込書類等はすべて必要となります。
- ※5 聴講は修了考査を受けることができませんので、講習終了後「聴講証書」を発行いたします。ただし、聴講番号では定期検査はできません。

《別表1》正規の機械工学・電気工学としてそのまま適応する学科名

機械（工学）科	電気（工学）科	電子（工学）科
電気電子（工学）科	電気通信（工学）科	精密機械（工学）科
応用機械（工学）科	生産機械（工学）	繊維機械（工学）科
航空（工学）科	造船（工学）科	船舶（工学）科
自動車（工学）科	鉄道（工学）科	制御（工学）科
計測（工学）科		

《別表2》正規の機械工学・電気工学には該当しないが、実務経験年数1年を加えて適応する学科名

建築（工学）科	土木（工学）科	建設（工学）科
都市（工学）科	設備工業科	建築設備（工学）科

《別表3》

別表1、別表2以外の学科で正規の「機械工学」、「電気工学」と同等と認める課程	「単位修得証明書」又は「成績証明書」（卒業された学校から取得）の提出により、同等であることが確認できた場合。
--	--

※卒業された学科が該当するか不明の場合は、事前に上記書類を用意して、FAX、メール等でお問い合わせください。